

高圧ガスの移動（ばら積み）の基準を遵守しよう！

高圧ガスを移動する場合には、高圧ガス保安法第 23 条の基準を遵守する必要があります。
高圧ガス容器を積載した車両により高圧ガスを移動する場合の主な基準は次のとおりです。

高圧ガス容器積載車両による移動の基準



表 1 移動監視者が必要な高圧ガス

高圧ガスの種類		数量
可燃性ガス・酸素	圧縮ガス	容積 300m ³ 以上
	液化ガス	質量 3,000kg 以上
毒性ガス	圧縮ガス	容積 100m ³ 以上
	液化ガス	質量 1,000kg 以上
液化水素（圧縮水素スタンドの液化水素貯槽に充填するもの）		数量に関わらず必要
特殊高圧ガス		数量に関わらず必要

表 2 携行すべき消火設備

移動する高圧ガスの数量	消火器の種類	備付け個数
圧縮ガス 100m ³ 超又は 液化ガス 1,000kg 超	粉末消火剤 B-10 以上	2 個以上
圧縮ガス 15m ³ 超～100m ³ 以下又は 液化ガス 150kg 超～1,000kg 以下	粉末消火剤 B-10 以上	1 個以上
圧縮ガス 15m ³ 以下又は 液化ガス 150kg 以下	粉末消火剤 B-3 以上	1 個以上

高圧ガス容器を車両に積載して移動する場合の基準

- 1 車両の見やすい箇所に警戒標を掲げること。(※)
- 2 高圧ガス容器の温度を常に 40℃以下に保つこと。
- 3 高圧ガス容器には、転落、転倒等による衝撃及びバルブの損傷を防止する措置を講じ、かつ、粗暴な取扱いをしないこと。(※)
- 4 高圧ガス容器を積載した車両を駐車するときは、当該容器の積み卸しを行う場合を除き、次の①～③を遵守すること。(※)
 - ①第 1 種保安物件の近辺及び第 2 種保安物件が密集する地域を避けて駐車すること。
 - ②交通量が少ない安全な場所で駐車すること。
 - ③移動監視者又は運転者は、食事等のやむを得ない場合を除き、車両を離れないこと。
- 5 高圧ガス容器と危険物は混載しないこと。ただし、次の①～③に示す組み合わせは混載可能。
 - ①液化石油ガスの高圧ガス容器（内容積 120L 未満のもの）と第 4 類危険物
 - ②圧縮天然ガス又は不活性ガスの高圧ガス容器（内容積 120L 未満のもの）と第 4 類危険物
 - ③アセチレン又は酸素の高圧ガス容器（内容積 120L 未満のもの）と第 4 類危険物のうち、第 3 石油類又は第 4 石油類
- 6 塩素の高圧ガス容器とアセチレン、アンモニア又は水素の高圧ガス容器は混載しないこと。
- 7 可燃性ガスの高圧ガス容器と酸素の高圧ガス容器を混載する場合は、高圧ガス容器のバルブが相互に向き合わないようにすること。
- 8 可燃性ガス、特定不活性ガス、酸素又は三フッ化窒素の高圧ガス容器を移動する場合は、消火設備及び防災用資機材・工具を携行すること。(※)
- 9 毒性ガスの高圧ガス容器には、木枠又はパッキンを施すこと。
- 10 毒性ガスの高圧ガス容器を移動する場合は、当該毒性ガスの種類に応じた防毒マスク等の保護具及び防災用資機材を携行すること。
- 11 アルシン又はセレン化水素を移動する車両には、当該ガスが漏洩したときの除害措置（ガス検知器の積載に加え、47L 容器 5 本相当以上のガスを積載する場合は除害装置又は容器収納筒の積載等）を講じること。
- 12 表 1（表面）に掲げる高圧ガスを移動するときは、次の①～④を遵守すること。
 - ①移動監視者に監視させること。
 - ②事故が発生した場合等における措置をあらかじめ講じていること。（岡山県地域防災協議会への加入等）
 - ③著しく回り道となる場合等を除き、繁華街や人混みを避けること。
 - ④運搬経路等を考慮し、必要に応じて交替して運転させるために運転者を 2 人充てること。
- 13 可燃性ガス、毒性ガス、特定不活性ガス又は酸素の高圧ガス容器を移動するときは、運転者は当該高圧ガスに係る注意事項を記載した書面（イエローカード）を携帯し、これを遵守すること。(※)

※：高圧ガス容器の内容積やガスの種類等の条件により適用されない場合がある。

詳細は一般高圧ガス保安規則第 50 条又は液化石油ガス保安規則第 49 条を参照。